

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則

(農村振興課)

一

公 告

○平成二十四年度自衛官候補生の募集

(市町村課)

二

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

二

規 則

土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

土地改良事業等調査及び計画受託規則の一部を改正する規則

土地改良事業等調査及び計画受託規則(昭和四十八年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号を次のように改める。

一 農地整備事業

二 水利施設整備事業

三 農地防災事業

四 地域用水環境整備事業

五 中山間地域総合整備事業

六 その他知事が特に必要と認める事業

第四条第一項中「場合は」の下に「別に定めるところにより」を加え、同条第二項中「計画検討委員会」を「地区計画検討委員会」に改める。

第五条第二項中「額」の下に「当該年度事業が国庫補助の対象となる場合にあつては、年度事業に要する経費から国庫補助の額を控除した額の二分の一に相当する額」を加える。

第九条第三項中「変更したときは」の下に「様式第六号により」を加え、同条第四項中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条第五項中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

第十条中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

様式第三号中「二分の一」の下に「(注)海産物に漁する漁業から国庫補助の額を控除した額の二分の一」を加える。

様式第七号を様式第八号とし、様式第六号を様式第七号とし、様式第五号の次に次の一様式を加える。

様式第6号(第9条関係)

第 年 月 日

宮城県知事 殿

所長

年度土地改良事業等調査委託(委託変更)について(報告)

このことについては、下記のとおりです。

記

- 1 地区名 地区
- 2 年度事業費 千円
- 3 委託者名
- 4 委託期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 5 添付書類

- (1) 委託契約書(写)
- (2) 変更理由書(委託変更の場合)

(注) 委託変更の場合は、年度事業費及び委託期間について、上段に()書きで変更前の金額(期間)を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十四年七月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生(男子及び女子)

二 募集期間

1 男子 平成二十四年八月一日(水)から同月二十九日(水)まで

2 女子 平成二十四年八月一日(水)から同年九月七日(金)まで

三 試験期日

1 男子 平成二十四年九月十三日(木)、同月十四日(金)、同月十五日(土)、同月十九日(水)、

同月二十日(木)又は同月二十五日(火)のうちいずれか一日

2 女子 平成二十四年九月二十六日(水)

四 試験種目

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

多賀城市丸山二丁目一番一号 陸上自衛隊多賀城駐屯地

仙台市宮城野区南目館一番一号 陸上自衛隊仙台駐屯地

柴田郡柴田町大字船岡字大沼端一番一号 陸上自衛隊船岡駐屯地

黒川郡大和町吉岡字古館二十五番地の一 大和町民研修センター

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十六号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

新中島南北区集会所、市営老ヶ崎住宅集会所の項を削り、角田老人憩の家の項中「同 市豊室字大江南八〇番地」を「角田市豊室字大江南八〇番地」に改め、市営関ノ内住宅集会所、藤尾荒町児童館、立花生活センター、西根第四区公民館、西根第五区公民館、西根第六区公民館、西根第一区公民館、西根老人憩の家の項を削る。